

神奈川県立西湘高等学校
いじめ防止基本方針

神奈川県立西湘高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある、人権侵害である。

また、いじめは学校の内外を問わず、どの生徒にも起こり、どの生徒も加害者になりうるという事実を全職員が認識し、すべての生徒の尊厳を守るだけでなく、いじめに向かわせないために、いじめの防止に取り組む。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

また、家庭や地域、関係機関との連携を密にすることにより、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心とした体系作りに努め、いじめの問題を克服することを目指す。

(いじめの禁止)

本校生徒は、いじめを行ってはならない。

本校生徒は、いじめを黙認してはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめのない、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者、関係諸機関との連携を取りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行う。
- ・ 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。
- ・ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・ 生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、生徒とかかわる時間を多くするように努める。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

生徒対象いじめアンケート調査 年2回(6月、11月)

個人面談(教育相談)を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査

年2回(7月、12月)

- ・ 生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行う。
 - スクールカウンセラーの活用
 - いじめ相談窓口の設置
- ・ 相談・通報のあった事案は、「いじめ防止検討会議」を通して情報共有に努める。
- ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をする。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じる。
- ・ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・ はやしたてたり、同調したりする生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。
- ・ いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行う。

3 「いじめ防止検討会議」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止検討会議」を設置し、3ヶ月に1回程度開催する。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催する。

(1) 「いじめ防止検討会議」の構成

管理職、生徒指導支援グループリーダー、各学年いじめ防止担当、教育相談コーディネーター、教育相談担当、養護教諭

検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命する。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ緊急調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手する。

(1) 「いじめ緊急調査委員会」の構成

- ・管理職、生徒指導支援グループリーダー、いじめ防止担当、教育相談担当、学年リーダー、教育相談コーディネーター、養護教諭（場合によって、スクールカウンセラー）

事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命する。

構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・神奈川県教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組みに関すること

平成28年度 神奈川県立西湘高等学校 いじめ防止指導等年間計画

	学校行事	未然防止の取組				早期発見の取組	早期対応の取組	PDCAサイクル	備考(担当グループ)	
		行事	授業	学級活動(学年活動)	生徒会活動					
前期	4	入学式	保護者へのいじめ防止に関する取組み説明 教育相談に関する説明		自己紹介				担任、学年、教育相談担当	
		新入生オリエンテーション	いじめ防止に関する取組み説明	人間関係育成 エンカウンター、ロールプレイング	生徒指導に関する説明		情報収集 (中学校訪問等)	収集した情報の集約、周知による 適切な対応	生徒指導支援グループ 学年等 生徒指導支援グループ 学年、担任、教育相談担当	
		健康教育講演会			人間関係育成、適切な自己表現の スキルの獲得と、友人との円滑な 人間関係の確立			面談に基づく対応	担任、学年等 生徒指導支援グループ 学年	
		携帯電話教室 前期中間試験				いじめをなくすためのスローガ ンの作成			生徒会 いじめ防止に関する研修	
	6	体育祭			体育祭に向けて 役割分担、人間関係の育成	体育祭に向けて (企画運営) ・生徒の主体性育成			生徒会、学年、担任等	
			いじめアンケート				いじめアンケートの実施 個人面談	アンケート結果に基づく対応 面談に基づく対応		
	7	第1回いじめ防止検討会議(定例会)							前期のいじめの状況・報告 内容の確認・対応の検証、 見直し	いじめ防止検討会議
		前期末試験 薬物乱用防止講演会(1年) 教員対象研修会			文化祭に向けて 役割分担、人間関係の育成					担任、学年等
	8	学校説明会	いじめ防止基本方針説明				三者面談			管理職、総括教諭
	9	文化祭 球技大会				文化祭に向けて (企画運営) ・生徒の主体性育成				
後期	10	健康教育講演会 修学旅行	人間関係育成							
		11	後期中間試験							
	12	第2回いじめ防止検討会議(定例会)	いじめアンケート				個人面談	アンケート結果に基づく対応 面談に基づく対応		いじめ防止検討会議 担任、学年等
	1									
	2	入学選抜試験								
	3	卒業式 後期末試験 終了式 入学説明会 球技大会 第3回いじめ防止検討会議(定例会)								後期および、今年度のいじ めの状況・報告内容の確認 ・対応の検証、見直し 新年度に向けた計画見直し
年間を通した 取組み		いじめ防止に向けた積極的な取組み	授業改善の取組み	クラスを中心とした生徒主体の取 組み	生徒会を中心とした生徒主体の 取組み	相談しやすい環境の整備	事案認知時の速やかな対応			
時期未定の もの		・学校いじめ防止基本方針のホーム ページへの掲載	・各授業における、わかる授業づくり、 学びあいを通じたコミュニケーション力 の育成。 ・教科の枠を越えた研究授業	・LHRの時間を使用した、自己 表現アクティビティの実施。コ ミュニケーション力の育成。	・生徒会を中心とした、い じめ防止に向けた取組みの 展開	・SCの活用 ・教育相談担当者会での情報 共有 ・相談窓口の周知 ・保護者へのいじめ防止基本方 針の周知	・いじめ事案と判断された事案へ の対応検討、それに応じた速やか な対応 ・いじめ事案の可能性を含んだ事 案への未然防止の徹底。			